○文部科学省告示第七号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十二年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間を次のとおり定める。

平成二十三年二月四日

文部科学大臣　髙木　義明

高等学校用教科用図書（高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）に基づき教科用として編修された図書をいう。）

教科	受理種目	期間
普通教育に関する教科 外国語	リーディング	平成二十三年三月七日から同月十日まで
	ライティング	
専門教育に関する教科 看護	看護基礎医学	
	成人・老人看護	
専門教育に関する教科 農業	果樹	平成二十三年三月二十二日から同月二十五日まで
	農業経営	
	食品流通	
	農業機械	
	森林経営	
工業	材料技術基礎	
	工業技術英語	
	工業管理技術	
	原動機	
	電子機械応用	
	電力技術	
	電子技術	
	通信技術	
	電子情報技術	
	マルチメディア応用	
	建築施工	
	建築構造設計	
	建築法規	
	設備計画	
	空気調和設備	
	土木施工	
	土木構造設計	
	社会基盤工学	
	化学工学	
	地球環境化学	
	材料製造技術	
	セラミック技術	
	セラミック工業	
	インテリア装備	
	デザイン史	
	デザイン材料	
商業	マーケティング	
	経済活動と法	
	会計実務	
	文書デザイン	

○文部科学省告示第八号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十三年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間を次のとおり定める。

平成二十三年二月四日

文部科学大臣　髙木　義明

高等学校用教科用図書（高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）に基づき教科用として編修された図書をいう。）

教科	受理種目	期間
普通教育に関する教科 国語	古典	平成二十三年四月十一日から同月十四日まで
古典講読		
数学 数学Ⅲ		
芸術 音楽Ⅲ		
美術Ⅲ		
工芸Ⅲ		
書道Ⅲ		